

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 特定商取引に関する法律による行政処分（二件）
……（生活文化局消費生活部取引指導課）……
- 公共測量の実施（三件）
……（都市整備局都市基盤部調整課）……
- 都道の区域変更……（建設局道路管理部路政課）……
- 東京都環境影響評価条例に基づく都民の意見を聴く会の開催……（環境局総務部環境政策課）……

告示

- 東京都告示第四百六十六号**
特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号。以下「法」という。）第八条の二第一項の規定による行政処分について、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。
令和元年九月十八日
東京都知事 小池 百合子
- 一 被処分者 内山 大樹
- 二 処分年月日 令和元年八月二十日

三 処分の内容

令和元年八月二十一日から令和二年二月二十日までの間（六箇月間）法第二条第一項に規定する訪問販売に係る次の行為を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。）を禁止する。

- （一） 役務提供契約の締結について勧誘すること。
- （二） 役務提供契約の申込みを受けること。
- （三） 役務提供契約を締結すること。
- 四 適用条項 法第八条の二第一項

●東京都告示第四百六十七号

特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第八条第一項の規定による行政処分について、法第七条第二項及び第八条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年九月十八日

東京都知事 小池 百合子

一 被処分者

- （一） 名称 株式会社ヤマホーム
- （二） 代表者氏名 内山 大樹
- （三） 主たる事務 日野市新町一丁目二十九番地の一Gr所の所在地 andeFore一〇六
- 二 処分年月日 令和元年八月二十日
- 三 処分の内容
- （一） 業務停止命令
令和元年八月二十一日から令和二年二月二十日までの間（六箇月間）法第二条第一項に規定する訪問販売

に係る次の行為を停止する。

- ア 役務提供契約の締結について勧誘すること。
- イ 役務提供契約の申込みを受けること。
- ウ 役務提供契約を締結すること。

（二） 指示

ア 業務停止命令を受ける原因となった違反行為の発生原因について、調査分析の上検証し、その検証結果について、業務停止命令の日から一箇月以内に東京都知事宛て文書にて報告すること。

イ 違反行為の再発防止に向けた、再発防止策及び社内コンプライアンス体制を構築し、当該再発防止策及び当該コンプライアンス体制について、本件業務停止命令に係る業務を再開する一箇月前までに、東京都知事宛て文書にて報告すること。

四 適用条項 法第七条第一項及び第八条第一項

●東京都告示第四百六十八号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、東京都第三建設事務所長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和元年九月十八日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 東京都
- 二 測量の種類 公共測量（基準点測量）
- 三 測量の区域 杉並区内
- 四 測量の期間 令和元年七月二十二日から令和二年二月十日まで

●東京都告示第四百六十九号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、杉並区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和元年九月十八日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 杉並区
- 二 測量の種類 公共測量(三級基準点測量)
- 三 測量の区域 杉並区宮前三丁目、宮前四丁目、宮前五丁目、南荻窪二丁目、西荻南一丁目及び西荻南四丁目各地内
- 四 測量の期間 令和元年七月二十九日から令和二年二月二十八日まで

●東京都告示第四百七十号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、町田市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和元年九月十八日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 町田市
- 二 測量の種類 公共測量(数値図化)
- 三 測量の区域 町田市地内
- 四 測量の期間 令和元年八月二十二日から令和二年三月十九日まで

●東京都告示第四百七十一号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。
その関係図面は、令和元年九月十八日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

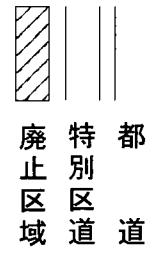
令和元年九月十八日

東京都知事 小池 百合子

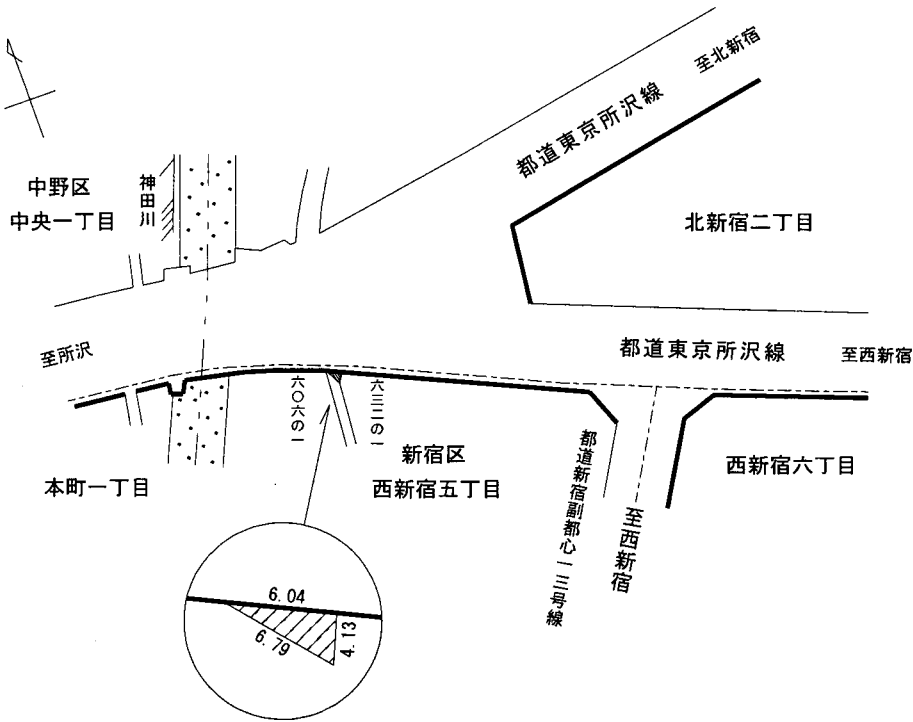
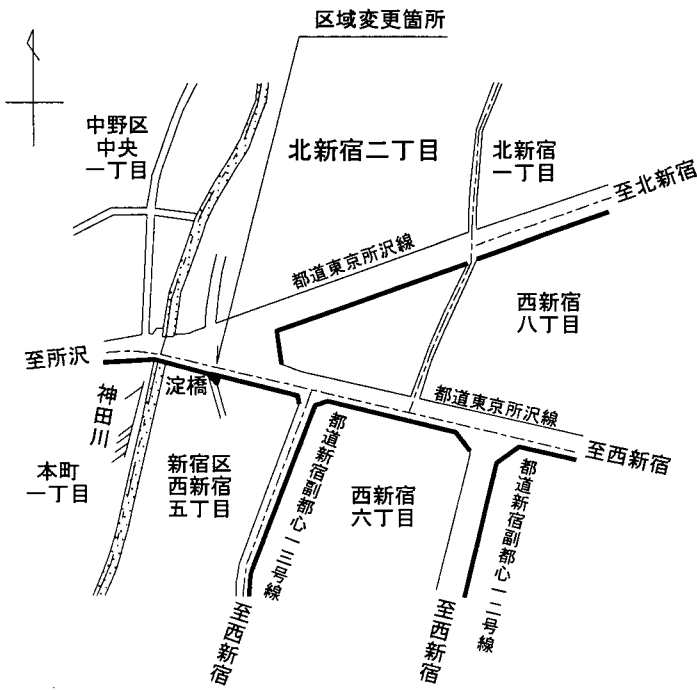
- 一 路線名 東京所沢
- 二 変更の区間 新宿区西新宿五丁目六百三十二番一地先から同所六百六番一地先まで
- 三 変更の概要 別図表示のとおり

別図

都道東京所沢線区域変更略図
新宿区西新宿五丁目地内



延長 六・〇四メートル
面積 一・二・三五平方メートル



公 告

東京都環境影響評価条例に基づく都民の意見を聴く会の開催について

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号)第五十六条第一項の規定に基づき、立川都市計画道路三・三・三十号立川東大和線(立川市羽衣町二丁目、栄町四丁目間)建設事業に係る環境影響評価書案及び見解書の内容について都民の意見を聴くため、次のとおり都民の意見を聴く会を開催する。

令和元年九月十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 日時

令和元年十月二十九日(火曜日) 午前十時開始

二 場所

立川市錦学習館 講堂

立川市錦町三丁目十二番二十五号

三 公述申出の方法等

都民の意見を聴く会において公述しようとする者は、次のことを記載した公述申出書を令和元年十月二日(水曜日)までに公述申出先へ持参又は郵送により提出すること。

(一) 氏名(振り仮名を付すこと。)及び住所(法人その他の団体にあっては、名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務所又は事業所の所在地並びに都民の意見を聴く会において意見を述べようとする者の氏名(振り仮名を付すこと。))、住所及び役職名)並びに連絡先(自宅又は勤務先等)の電話番号

(二) 対象事業の名称

(三) 公述しようとする意見の要旨(八百字以内)

四 公述申出先

東京都環境局総務部環境政策課審査担当

郵便番号一六三〇〇一 新宿区西新宿二丁目八番

一号 東京都庁第二本庁舎十九階

五 公述人の選定

(一) 公述人の数は、二十五人程度とする。

(二) 公述しようとする者が多数あった場合には、抽せんにより公述人を選定する。

(三) 公述人を選定したときは、申出人に通知する。

六 公述の範囲及び公述時間

(一) 公述人は、環境影響評価書案及び見解書の内容について、環境の保全の見地からの意見を述べるものとする。

(二) 一人当たりの公述時間は十五分以内とする。

七 傍聴の方法

傍聴を希望する者は、傍聴券の交付を受け、これを携帯して会場へ入場すること。

なお、傍聴券は、都民の意見を聴く会の当日、午前九時四十五分前から会場入口において先着順に交付する。

八 注意事項

公述の申出がない場合、都民の意見を聴く会は開催しない。

九 都民の意見を聴く会に関する問合せ先

東京都環境局総務部環境政策課審査担当

電話番号〇三(五三八八)三四五三(直通)

行 発

東京都新宿区西新宿二丁目八番一号

郵便番号163-8001

定 価 本号 一箇月 六、六〇〇円

(郵送料を含む。)

印刷所 勝美印刷株式会社

東京都文京区白山一丁目十三番七号

電話番号 〇三(三三八二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

FSC ミックス FSC® C006270